

## 誓 約 書

このたび合併処理浄化槽等設置整備事業補助金を申請にあたり浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条（設置後等の水質検査）、第10条（浄化槽管理者の義務）及び第11条（定期検査）の規定について遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(宛先) 愛 西 市 長

浄化槽法（抜粋）

(設置後等の水質検査)

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後6月を経過した日から2月間に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、環境大臣又は都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 省 略

3 省 略

(定期検査)

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。